

総務文教常任委員会（9月25日）

開会（8：59）

○深田委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は7件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、財政部、総合政策部、総務部、危機管理部、教育部、生涯学習部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

閉会（9：00）

開会（11：03）

○深田委員長 会議を再開する。

財政部所管の議案の審査に入る。

議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第2号）案」中、財政部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑、意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第2号）案」中、財政部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第51号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○石田委員 言葉の説明だけ教えてください。控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるという説明がございましたけれども、これは言い回しを変えただけで、内容は全く変わっていませんよね。言葉の違いだけですか。それとも言葉の設置が全く違うものなんですか。これだけ教えてください。

○深田委員長 法律的にどうかということですね。

○石田委員 そうです。

○村松課税課長 基本的には、控除対象配偶者につきましては同一生計配偶者になりますが、このうち、先ほど説明しましたが、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者については控除対象配偶者という言葉は残ります。だから、控除対象配偶者につきましては、同一生計配偶者と控除対象配偶者という2つになるということになります。

○深田委員長 何か違いはあるんですか。

○松永財政部長 同一生計配偶者というのは、今までは配偶者に対して所得のある方とい

うのが、お父さんがあれしていたり、息子さんが例えばあって、お母さんが何も働いていないという、そういった方だとかっていらっしゃると思うんですけど、今回、同一生計なものですから、旦那さん、息子さん、お母さん、それが1つの同一の生計のもとになっているという、そういった捉え方、つまり、世帯、世帯でどちらかという捉えているというような考え方になっていると思います。なものですから、その範囲がある程度、これ、ちょっと表現がしっかりしていないかもしれないんですけども、世帯ごとにどういうふうな所得の金額になっているかと、そういった範囲で考えていくというような考え方に今回は改めるというようなことだと思いますけど、もしちょっと細かい点で違っていれば、補足の説明をさせますけれども、大まかに言うと、そういった考え方ということでございます。

○村松課税課長 本当にわかりにくくて申しわけなかったんですけど、改正前につきましては、基本的には控除対象配偶者、扶養者の所得制限がないということでした。それが改正後は控除対象配偶者が、言葉としては2つになります。同一生計配偶者、これにつきましては、扶養者の所得制限がない方につきましては同一生計配偶者という言葉、それから控除対象配偶者、これは残りますよということで、これは扶養者の所得が1,000万円以下の場合につきましては控除対象配偶者というような表現になります。

○石田委員 後で個人的に……。

○村松課税課長 済みません。

○深田委員長 交代、お願いします。

○松島副委員長 進行を交代させていただきます。

○深田委員長 今回の控除対象配偶者と同一生計配偶者の違いが、扶養者の所得の金額による違いかなというふうに理解しましたけれども、法律的に婚姻をされていないけれども、同一生計をしている方はその対象になるのか。逆に、法律的に離婚はしていないけれども、同一生計はしていない、法律上は夫婦だけれども、別居しているとか、そういう人の場合は同一生計配偶者に値するのかしないのか。

こういうそれぞれの、今回は字句の修正だけだということですが、今、課長が説明されました第32条の(1)と(2)、それと第61条の2、わがまち特例とか、2の家庭的保育、事業所内保育とか、3の固定資産税を2分の1にする、それで、軽自動車税の軽減を継続するということですよ。この4つのそれぞれ焼津市は対象者というのがどのくらいあるのか、教えていただきたいと思います。

○村松課税課長 ちょっと順番がずれますけど、まず、わがまち特例で、基本的には固定資産及び都市計画税の軽減をするという中で、まず、企業主導型については、担当、子ども未来部のほうと確認をしたところ、今現在、3件該当するところがあると。ただし、話としてもう三件は聞いているということを教えていただきました。

それから、あと、家庭的保育につきましては、該当は今ございません。

それから、緑地、緑化につきましても、県内には1件あると聞いていますけど、焼津市についても該当するものはございません。

それから、あと一件、事業所内保育については、今後は企業主導型保育に変わっていくということも聞いて、情報がございました。

あと、深田委員のほうから、離婚していないけど別居の場合とかというお話の中では、

基本的には、籍が入っていれば該当するというので、籍が入っていなければ該当しないということになります。

あと、もう一点、配偶者控除の内訳については、ちょっと資料が今ありませんので、また資料をおつくりしまして、お持ちするような形をとらせてもらいます。

○深田委員長 あと、軽自動車。

○村松課税課長 あと、軽自動車の関係で、全体件数、約5万8,000台ございます。そのうち旧税率の車両につきましては約2万9,000台ということで、半分近くということになります。

御質問はこれでよろしかったでしょうか。

○深田委員長 はい、いいです。

○松島副委員長 進行を終わらせていただきます。

○深田委員長 ありがとうございます。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第51号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で財政部所管の議案の審査は終了した。

閉会(11:30)

開会(12:29)

○深田委員長 会議を再開する。

総合政策部所管の議案の審査に入る。

議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第2号)案」中、総合政策部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第2号)案」中、総合政策部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で総合政策部所管の議案の審査は終了した。

閉会(12:32)

開会(14:51)

○深田委員長 会議を再開する。

総務部所管の議案の審査に入る。

認第18号「平成28年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、

総務部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第18号「平成28年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、総務部所管部分は全会一致、認定すべきものと決定

- 深田委員長 議第49号「焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

- 松島副委員長 交代させていただきます。

- 深田委員長 今回、保育園に入れなかった場合は育児休暇の延長ができる、再延長ができるということですね。例えば、1歳で保育園に預けたい、育児休業を1年とした場合に、公務員さんは、今、2年ですか、3年。3歳までオーケー。だけど、1年で私は育児休業を切り上げて働きたいということで、そのときに保育園がいっぱいで入れなかった場合は、これに、対象になるのか。それで、また、2歳になったとき、今度、再延長になるわけですね。3歳になったと。その再延長というのは1回だけなのか、3歳まで、一応育児休業が3歳まで、育児休業期間が、焼津市がある、公務員があるとすれば、それを、前倒しで仕事をした場合に、この再延長がどこまで対応してもらえるのか。保育園に入れなかった場合ですよ。

- 岡村人事課長 現在でも、保育園に入れないという理由があれば延長は可能になっておりますが、今回、それを明文化したということです。

- 深田委員長 明文化しただけ。

じゃ、その場合の給与所得の保証というのは、何割まであるとか、そういうのは変わらないですか。

- 岡村人事課長 共済組合のほうから6割相当額が出ると思います。

- 深田委員長 わかりました。

- 松島副委員長 進行をお戻しいたします。

- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第49号「焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 議第50号「焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 松島副委員長 交代させていただきます。
- 深田委員長 余りよく理解できているか心配なんですけれども、退職者の10条の（2）のアとイ、それから、（5）にという、対象となる焼津市民というのはおりますでしょうか。17のイというのは、門別と五所川原の地域が対象ということで、焼津市は関係ないということですかね。その辺の意味がよくわからないんですけど、イとウ。
- 岡村人事課長 こちらに書かれている対象者ですけれども、細かい説明になってしまうんですけれども、まず、10条の第10項第2号のところの特定退職者とかという、そういう説明をしたほうがよろしいですか。

特定退職者といいますのが、定員の減少または組織の改編のため、過員——多過ぎるということですね——または廃職を生じることにより退職をした者ですとか、あとは、公務上の傷病により退職した者、それとか、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者というのがこの特定退職者ということになります。

その、今度、下の、雇用保険法の第24条の2、第1項第1号なんですけれども、こちらについては難治性の疾患を有する者、発達障害者、それから障害者雇用促進法に規定する障害者などを言います。こういった方については、今説明した第10条の第10項第2号のアですね。

今度、イになりますと、さきに説明した特定退職者以外の就職困難者ということで、雇用保険法の第22条第2項に規定されている方というのが、身体障害者、知的障害者、精神障害者、保護観察対象者、社会的事情により就職が著しく阻害されている方ということになります。それと、その下の、雇用保険法第24条の2、第1項第2号というのが、激甚災害により離職し、指定地域に居住する方という方で、今言ったアとイの方が、先ほど言った基本手当の給付日数の延長制度が創設されたということになります。

それと、あともう一つ、雇用機会が不足していると認められる地域が北海道の門別と青森県の五所川原なんですけれども、こちらのほうに焼津市の職員が退職していく確率というのはかなり低いと思いますけれども、そういう可能性もあるということになるろうかと思います。

以上です。

- 深田委員長 対象の人はいないということ。今。
- 岡村人事課長 今はいないです。
- 深田委員長 了解しました。
- 松島副委員長 戻ります。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第50号「焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。

閉会（15：15）

開会（16：20）

○深田委員長 会議を再開する。

危機管理部所管の議案の審査に入る。

議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第2号）案」中、危機管理部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第45号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第2号）案」中、危機管理部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で危機管理部所管の議案の審査は終了した。

これで本日の審査を閉会とする。

閉会（16：26）